

「ご存知ですか？」 被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定し、判定結果を3種類のステッカーで建物の出入口などに貼り付けて表示します（下図のとおり）。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあ

ります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力ください。また、よろしくお願ひします。

▼被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

▼住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの
また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

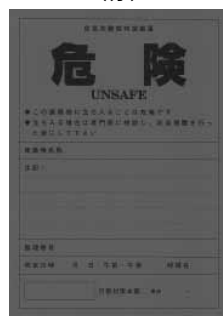
▼被災宅地危険度判定

地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。



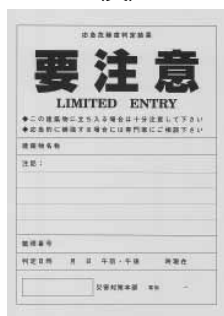
この建物に立ち入ることは危険です

(赤)



この建物に立ち入る場合は十分に注意してください

(黄)



この建物は使用可能です

(緑)



■問い合わせ

高知県建築指導課

☎ 823-9891

10月1日は「浄化槽の日」です

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたことを記念して制定されました。

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所風呂、洗濯などの生活排水を処理し、きれいな水に戻してから川へ放流する装置です。反面、使い方を誤ったり、維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなります。

次の3項目は、浄化槽法により浄化槽設置者の皆さんに義務付けられたものです。浄化槽は生きた微生物が活躍するとてもデリケートな装置です。浄化槽設置者の皆さんは、適正な維持管理をお願いいたします。

▼「保守点検を受けましょう」
「保守点検」では、浄化槽の機能を維持するために機器類の調整や消毒薬の補充などを4か月に1回以上実施します。（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）「保守点検」の委託は、

県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

▼清掃を行いましょう

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、放流水の水質悪化や悪臭の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜きなどを年1回以上行わなければならないとされています。清掃を委託する際は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

▼「法定検査を受けましょう」
浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。「保守点検」「清掃」とは別に、使用開始後3〜8か月の間に1回、その後は年1回、県の指定する検査機関（高知県環境検査センター）による水質検査を受けなければなりません。

▼「保守点検」「清掃」とは別に、使用開始後3〜8か月の間に1回、その後は年1回、県の指定する検査機関（高知県環境検査センター）による水質検査を受けなければなりません。

■問い合わせ

高知県環境検査センター

☎ 860-2400

上下水道課

☎ 893-1161